

準備日数	後片付日数	工種区分	
20	15	森林整備B（農林）	
30		森林整備A（農林）	
		20	砂防・地すべり等（土木）、河川維持（土木）、下水道（土木）
40	15	治山・地すべり（農林）、海岸（農林）、道路（農林）	
	20		河川、河川・道路構造物、海岸（土木）、道路改良（土木）
50		舗装（新設）、道路維持	
60		橋梁保全、舗装（修繕）（土木）	
70		P C 橋	
80		共同溝等（土木）、トンネル	
90			鋼橋架設、電線共同溝（土木）

※上記に記載がない工種区分については、準備期間20日、後片付け期間15日を最低必要日数として、工事内容に合わせて設定する。

営繕工事については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方にに基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。新営繕工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（2）過去の実績等による設定

土木工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとする。なお、週休2日を考慮するため、1月当たり4日を加算し工期を設定すること。

送水管耐震化事業など、積算資料に掲載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去の実績を考慮のうえ工期を設定することとし、週休2日を考慮するため、原則として、1月当たり4日を加算すること。

5-2 週休2日工事（交替制）への変更協議

受注者は、週休2日工事（交替制）への変更を希望する場合、現場着手前までに、様式2の協議書により、週休2日工事（交替制）の実施について発注者と協議すること。

5-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図）を設置するものとする。

5-4-1 工程管理（週休2日工事（現場閉所））

（1）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得[計画]表（様式1）を作成し、監督員に提出・共有するものとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、休日取得[計画]表（様式1）を修正し、監督員に提出・共有するものとする。

（3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得[実績]表（様式1）を作成し、監督員に提出するもの

とする。

5-4-2 工程管理（週休2日工事（交替制））

（1）工事着手前

受注者は、工事着手前に休日取得〔計画〕表（様式3）を作成し、監督員に提出・共有するものとする。

（2）工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、休日取得〔計画〕表（様式3）を修正し、監督員に提出・共有するものとする。

（3）工事完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式3）を作成し、監督員に提出するものとする。

6 週休2日の定義

6-1 週休2日工事（現場閉所）【対象：原則全ての工事】

① 週単位【漁港工事、森林整備保全事業による工事を除く。】

週単位の週休2日とは、対象期間内の全ての週において、原則土日を現場閉所し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、作業の開始日を作業日とみなし、現場閉所を行っている場合は現場閉所日とする。

② 月単位

月単位の4週8休相当とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 通期

通期の4週8休相当とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（1）対象期間

工事着手日から工事完了日までのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間のほか、次に掲げる期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間

- ・工事の全面中止期間等
- ・その他外的要因により現場が不稼働となる期間

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 現場完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日

(4) 現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）。
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

6-2 週休2日工事（交替制）【対象：災害復旧工事（漁港・営繕・機械設備工事を除く。）】

① 週単位

週単位の週休2日とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち週2回の夜間で休みを取得していれば、週休2日とみなす。

② 月単位

月単位の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

③ 通期

通期の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日までのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間のほか、次に掲げる期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他外的要因により現場が不稼働となる期間

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 現場完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日

7 週休2日の確認方法

7-1 週休2日工事（現場閉所）

発注者は、5-4-1の休日取得[実績]表(様式1)に基づき、次に掲げる内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間(工事着手日～工事完了日)
- ・週休2日(週単位又は月単位、通期)の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

7-2 週休2日工事(交替制)

発注者は、5-4-2の休日取得[実績]表(様式3)に基づき、次に掲げる内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間(工事着手日～工事完了日)
- ・週休2日(週単位又は月単位、通期)の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

8 費用

8-1 週休2日工事(現場閉所)、週休2日工事(交替制)

当初設計では、週単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行う。

なお、漁港工事及び農業農村整備事業・森林整備保全事業による工事については、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行う。

工事完了時に週休2日の達成状況を確認した上で、「能登町週休2日工事実施要領細則」に規定する補正係数に変更するものとする。

9 評定

週休2日の達成が確認できた場合、社会性等(第二次評定)における「建設現場における週休2日(4週8休相当)を達成」において、2.5点の加点を行う。

週休2日工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、法令順守等(第二次評定)における「その他」の項目において、7.5点を減ずる措置を行うものとする。

10 その他

この要領に定めのない事項又はこの要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以後に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和8年4月1日以後に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用する。

■ 工事看板参考図

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇〇〇工事

発注者 能登町〇〇課
電話番号 0768-00-0000

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話番号 0768-00-0000

この工事は、週休2日工事です

- ・ 工事看板に「この工事は、週休2日工事です」と記載する。